

## 「書かない窓口」の運用開始について

### 【概要】

市民課における「転入」、「転出」等の住民異動に係る手続きにおいて、マイナンバーカード等の読み込みや聞き取り内容を職員が入力することで、手書きによる各種届出作成の手間を省略するもの。また、部署間で情報を引き継ぐため、各窓口での手続きの度に手書きで記入する負担を軽減する。加えて、申請者に必要な手続きが記載された案内リストを交付することで、手続き漏れ防止に寄与するものである。

また、将来的に基幹系システムと連携することで、バックヤードの業務改善を図る。

### 【協力団体】

東京都デジタルサービス局・一般財団法人 GovTech 東京

### 【開始時期】

令和6年11月28日 テスト運用開始

令和6年12月13日 本格運用開始

### 【対象手続】

市民課における住民異動手続き（転入、転出、転居、出生）及びそれらの手続きに関連する他部署での申請手続き

### 【対象部署】

市民課、高齢障がい課介護保険係、保険年金課、子ども若者政策課助成支援係、学校教育課学務保健係

### 【本人確認書類】

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）

※上記の本人確認書類がない場合は、ヒアリングの上、職員が入力作業を行う。